

加古川市監査委員 藤田 隆司
加古川市監査委員 大塚 隆史
加古川市監査委員 白石 信一
加古川市監査委員 渡辺 征爾

指定管理者監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表します。

1 監査の対象

平成29年4月1日から平成30年7月31日までに執行された、次の公の施設の管理運営に関する出納その他の事務

指定管理者	管理している施設	所管課
STRKSグループ代表者 神鋼不動産 株式会社	加古川ウェルネスパーク 漕艇センター 平荘湖アクア交流館	ウェルネス推進課
株式会社加古川運動公園市民スポーツサービス	加古川運動公園陸上競技場 総合体育館	ウェルネス推進課

2 監査の実施期間

平成30年9月26日から平成30年10月30日まで

3 監査の方法

今回の監査は、公の施設の管理運営に関する出納その他の事務が法令等に基づき適正に執行されているかについて、関係課及び団体から資料の提出を求め、関係書類を調査するとともに、関係者の説明を聴取して実施した。

4 指定管理者等の概要

(1) 加古川ウェルネスパーク

ア 指定管理者名 STRKSグループ代表者 神鋼不動産株式会社

イ 指定管理者が行う業務

(ア) ウェルネスパークの利用の許可に関する業務

(イ) ウェルネスパークの施設及び設備の維持管理に関する業務

(ウ) その他ウェルネスパークの管理上市長が必要と認める業務

ウ 指定管理期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

(2) 漕艇センター

ア 指定管理者名 STRKSグループ代表者 神鋼不動産株式会社

イ 指定管理者が行う業務

(ア) 漕艇センターの利用の許可に関する業務

(イ) 漕艇センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(ウ) ボート競技の普及及び指導に関する業務

(エ) ボート教室の開設に関する業務

(オ) その他漕艇センターの目的を達するために必要な業務

ウ 指定管理期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

(3) 平荘湖アクア交流館

ア 指定管理者名 STRKSグループ代表者 神鋼不動産株式会社

イ 指定管理者が行う業務

(ア) アクア交流館の利用の許可に関する業務

(イ) アクア交流館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(ウ) その他アクア交流館の管理上市長が必要と認める業務

ウ 指定管理期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 加古川運動公園陸上競技場及び総合体育館

ア 指定管理者名 株式会社加古川運動公園市民スポーツサービス

イ 指定管理者が行う業務

(ア) 使用の許可に関すること

(イ) 施設及び設備の維持管理・運営管理に関すること

(ウ) 建築物保守管理業務

(エ) 運営業務（受付・料金徴収）

(オ) 活性化業務

(カ) 管理上加古川市が必要と認める業務

ウ 指定管理期間 平成17年4月1日から平成37年3月31日まで

5 監査の結果

公の施設の管理運営に関する出納その他の事務については、指摘すべき事項は見受けられなかった。